

重点1

# 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

## 歩行者も交通ルールとマナーを守りましょう

- 道路を横断する時は、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは信号に従って横断しましょう。
- 斜め横断、横断禁止場所での横断はやめましょう。
- 歩きスマホは危険です。周囲の安全をよく確認しましょう。



## 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!

令和8年9月1日から、中央線等のない生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。\*

「生活道路は人が優先」という意識を持ち、走行する際は速度を守り、通り抜けは控えましょう。



\*標識等で最高速度が指定されている道路を除く

## 令和8年度 交通安全スローガン

### 滋賀の路 スピードダウンで 視野アップ

重点2

# 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

## ストップ!ながらスマホ!

### 運転中のスマートフォンの操作等の禁止

- 「ながらスマホ」は、周囲の危険に気づかず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険行為です。絶対にやめましょう。



### 子どもを守るチャイルドシート

- 6歳未満の子どもには、必ずチャイルドシートを着用させましょう。
- 6歳以上の子どもでも、体格が小さい等の事情によりシートベルトを適正に着用できない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。

- ✓ 乗せ降ろしが安全な歩道側の後部座席に取り付けていますか?
- ✓ 座席に確実に固定されていますか?
- ✓ 肩ベルト（ハーネス）は緩すぎませんか? 大人の指が滑り込む程度が目安です。

重点3

# 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

## 令和8年4月1日から 注目!

自転車の違反に対して交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用されます!!

※16歳以上の者による自転車の一定の交通違反は青切符が適用されます。

### ～自転車の一定の交通違反の例～



## ヘルメットを着用しましょう

- ヘルメットは命を守るものです。自転車・特定小型原動機付自転車に乗る時もヘルメットを着用しましょう。

## 令和8年度 交通安全スローガン

### ヘルメット 命を守る おくりもの

重点4

# 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)



「横断歩道は歩行者優先」です。横断歩道を渡ろうとする人がいれば道を譲りましょう!

## 1 横断する意思をしっかりと見せましょう!



歩行者は、手をあげるなど横断する意思表示を行きましょう。

## 2 横断歩道利用者に道を譲りましょう!



ドライバーは、横断歩道手前で停止し、歩行者に対し「渡ってください」という意思を伝えましょう。

## 令和8年度 交通安全スローガン

### 先どうぞ 近江の道の あたたかさ